

飼い主の責任を 自覚しましょう!



糞尿をそのままにすることは
【軽犯罪法第1条27号】に違反します。

【軽犯罪法】(一部抜粋)

該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

第1条27号 公共の利益に反してみだりにごみ、鳥獣の
死体その他の汚物または廃物を棄てた者

※拘留… 1日以上30日未満の拘留場における拘置

科料… 1,000円以上10,000円以下の罰金



文京保健所生活衛生課